

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. October 2015

中小企業に対する減免措置

タイ国内閣は、中小企業に適用される法人所得税率を引き下げる以下の措置を承認しました。

- 2015年1月1日から2016年12月31日までの期間に開始する2事業年度の税率を以下のとおり引き下げる。

課税所得（タイバーツ）	現行税率	軽減税率
0 – 300,000	0%	0%
300,001 – 3,000,000	15%	10%
3,000,001 –	20%	10%

- タイ国の経済成長に貢献することが見込まれる特定産業に従事し、2015年10月1日から2016年12月31日までの期間に登録された新規中小企業に対しては、5課税年度にわたり法人所得税を免除する。特定産業には、加工農産物、先端革新テクノロジー、およびデジタル研究開発が含まれる。

付加価値税（VAT）7%の軽減税率適用延長

勅令 No. 592 により、7%のVAT税率適用期間が2016年9月30日まで延長されました。

産業集積（クラスター）としての経済特区（SEZ）に対する免税措置

タイ国内閣は、タイ国の将来の発展にとって必須である産業集積に焦点を当て、産業集積（クラスター）として経済特区（Special Economic Development Zone : SEZ）を開発するという BOI（タイ国投資委員会）の方針を承認しました。第一段階として、自動車および自動車部品、電子/電気器具および通信機器、環境への負荷が小さい石油および化学製品、ならびにデジタル産業に従事する者に対して以下の恩典を付与します。

- 8年間の法人所得税の免除およびその後5年間の法人所得税の50%軽減。「最重要」産業に対しては10年から15年間の法人所得税の免除。
- 輸入機器に対する関税の免除。
- 特定領域で勤務する国際的な専門家（国籍に関わらず）に対する個人所得税の免除、および外国人専門家に対する永住権の付与。
- 外国人に対して奨励事業で使用する土地の所有を許可。

経済特区（SEZ）に立地する事業に対する法人所得税率の引き下げ

勅令 No. 591 は、SEZ 内に立地する法人に対し、その本社の所在地に拘わらず法人所得税率を10%に軽減するとしています。当該軽減税率は、10会計年度にわたる SEZ 内での物品の製造および SEZ 内で使用されるサービスの提供から生じる所得に適用され、歳入局長が定めたルール、手続き、要件を満たしていなければなりません。

当該軽減税率が適用されるためには、法人またはパートナーシップは2017年末までに SEZ 内で登録する必要があり、また、投資奨励法に基づく法人所得税の免除を受けていないことが要件となっています。

投資奨励法 (Investment Promotion Act) の改正

タイ国内閣は、以下の措置を含む投資奨励法案を承認しました。

- BOI (Thailand Board of Investment、タイ国投資委員会) は、その責務の一部 (例えば、機器や原材料の検査) を第三者に委譲する権限を有する。
- 当該法律に基づく恩典に適合するための要件を WTO (World Trade Organization、世界貿易機関) の要件 (例えば、輸出のための製造業に関連する要件、国内原材料の使用の要件、禁止されている輸出助成金の廃止) により準ずるものとする。
- BOI は、先進革新テクノロジー事業および研究開発に関連する研究開発試験に使用される一定の物品に係る輸入関税の免除や奨励事業から生ずる所得について最長13年間法人所得税を免除するなど、投資奨励取得者の研究開発活動に恩典を付与することができる。
- 奨励事業に対する税務恩典を以下の措置を含め強化する。
 - BOI が定める条件に従い、奨励事業への投資金額の200%までの控除を認める。
 - 奨励事業から生じた所得から投資に使用された資金の90%まで控除することを認める。
 - 法人所得税の免税期間終了後6ヶ月以内に支払われる配当に係る租税を免除する。

バイオプラスチック産業の奨励に関する通達

BOI 事務局は、環境配慮型の化学物質やポリマーの製造、もしくは環境配慮型のポリマーからの製品の製造に関連するプロジェクトを奨励する BOI 布告 No. Por. 6/2558 を公表しました。国内販売用製品の製造に使用される輸入原料/重要素材に対する輸入関税が、3年間もしくは当該原料/重要素材がタイ国内で製造されるまで90%軽減されます。当該措置に関する承認は一年毎に行われます。原料/重要素材は、同等の品質および十分な量がタイ国内で製造されていないものとされています。

法人所得税の中間申告に関するガイダンス

歳入局通達 No. Paw. 152/2528 は、タイ国歳入法 Section 67 ter に規定される法人所得税の中間申告における過少申告について「正当な理由」があると認められる要件を規定しています。法人が前年度に申告した正味課税所得金額を下回らない額で当年度の正味課税所得金額を見積もったが、減免税の恩典が付与されたことにより前年度の納付税額の50%未満の額を納付した場合、これは正当な理由に基づくものとみなされます。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
ktthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.